

富樫広蔭・広厚書簡について

堀川 貴司

ここに紹介・翻刻するのは、愛知県立大学長久手キャンパス図書館所蔵、国学者富樫広蔭の書簡集『師老翁書翰』(121-69)および広厚の書簡集『広厚大人書翰』(289-115)である。まず書誌事項を記す。

* 師老翁書翰 (外題) 卷子本一軸。原装浅葱色無地裂表紙(一八・九×一九・三糎)、浅葱色金揉箔散らし題簽墨書「師老翁書翰」。見返間似合紙無地。軸頭上欠、下紫檀印可型。全二三通を○・二糎程度重なるように台紙に貼り込んでいる。

* 広厚大人書翰 (外題) 卷子本一軸。原装浅葱色無地裂表紙(一八・九×二三・一糎)、浅葱色金揉箔散らし題簽墨書「廣厚大人書翰」。見返間似合紙無地。軸頭下欠、上紫檀山型。全二三通を『師老翁書翰』同様に貼り込んでいる。なお16は広蔭の書簡か。

両者、表紙・題簽および外題の筆跡が共通であり、同時のものと思われる。恐らくは書簡の受信者である白木真弓によってこの形に整えられたのであろう。

問題になるのは、その配列である。『師老翁書翰』は、通し番号1の正月三日付から9の二月二日付まで、日付順に並び、10以降は月または月日の表示がないものである。つまり、成立年時にかかわらず、単に日付を手がかりに並

べたと推測される。一方、『広厚大人書翰』は通し番号1〜3、4、5〜8、9〜13という四グループで日付順になっている、14〜19は月表示がないものや歳末の謝儀（師匠に贈る謝礼）に関するもの、20〜23は再び日付順となっている。1〜13までは、成立年時がわかっていて、年ごとに並べた可能性もあるが、年時が明確な書簡が少ないため、現段階では確定できない。

広蔭の伝記には、赤堀又次郎「富樫広蔭の伝」（『帝国文学』二一一二、一八九五・一二、広蔭書簡3で言及した高田宜和が慶応二年（一八六六）に記した文章の再録）、三浦双鯉「鬼島広蔭」（『國學院雜誌』六一九〜一八八、一九〇〇・一〇〜〇二・八に断続連載）、桑名郡教育会編『桑名郡人物志』（桑名郡教育会、一九二二、広厚の伝もあり）、尾崎松洞『三重先賢伝』（玄玄荘、一九三一、東洋書院復刊、一九八二）などがあり、その国語学史上の業績や著作について詳細に述べたものに、勉誠社文庫六四『詞玉橋・辞玉櫛』（勉誠社、一九七九）所収小林賢次解説、尾崎知光『国語学史の基礎的研究』（笠間書院、一九八三）第七章「富樫広蔭に関する問題」がある。これらを参考に、書簡の内容に関わる事項を中心とした略伝を記す。

富樫広蔭（一七九三〜一八七三）は、号を言幸舎という。和歌山の商家井出家に生まれ、成人後本居大平に入門、文政五年（一八二二）大平の養子となるが、翌年縁組を解消、曾祖母富樫家の家名を復興し、富樫広蔭と名乗る。それ以前に松阪の春庭に入門、その学問をよく継承し、没後は嗣子有郷の後見として活躍するが、文政二年（一八二九）桑名に移り、多度神社神主小串家の一族となる。嘉永三年（一八五〇）春日神社神主鬼島氏を嗣ぎ、小串家の広厚を娘のいづに娶せて富樫家を継がせた。安政二年（一八五五）朝廷に申文を奉り、従五位下土佐守に叙任される。このときに一門の和歌を精選した歌集『千百人一首』を関白鷹司政通に献上、同四年に出版された。翌五年隠居、子の広陸に神職を譲り、富樫家に復籍、塊老翁と名乗る。その後は著作や講義に専念したが、維新後は大垣藩神社改訂掛になったともいう。書簡5には東京の話題も出てくるので、何らかの政治的な動きに関わっているのかもしれない。なお、早稲田大学図書館に南大曹田蔵名家書翰集所収の川北（川喜多）久太夫・崎之助宛広蔭書簡があり、講義・添削・歌会など本書

簡集と共通する話題のほか、自著の内容や出版を長々と述べたりしている。

富樫広厚（一八二六—一八七三）は小串重穂の子、通称は泉。上記の如く富樫家に婿入りし、広蔭の学問を継承した。維新後は藩命により定信公伝記編輯係となった。『桑名郡人物志』には「人となり和順にして能く談ぜしかば、人皆之に親しめり」とわざわざ記している。確かに広厚の書簡は、親身になって相談に乗っている様子が窺え、ほとんど自分のことしか記していない（しかも身勝手な頼み事も多い）広蔭と対照的である。

宛先である白木真弓については、尾崎氏著（四九〇頁）に、その家は桑名郡木曾岬村（現在の木曾岬町、愛知県境西側で、木曾川河口近く）にあり、戊辰戦争時に広蔭を避難させ、また晩年には草稿を託されたという、真弓の孫のすみ氏からの直話が記されている。

『千百人一首』には、上・四ウに「武義（イセ源緑）白木金吾」と見える。武義が諱、金吾が通称であろう。『木曾岬町史』（木曾岬町役場、一九九八）の記述によると、源緑（広蔭書簡5・6では「源六」と表記）新田は文政二年（一八一九）、津島の堀田理右衛門と外平喜（源緑の北側にある新田）の白木真弓により開発され、同家は開発後移住したという。また、ここは笠松郡代支配の幕府領であった。（二九・三四頁）

『尾張国海西郡鵜浦村木下家文書目録』（国文学研究資料館、二〇〇五）には、白木家から木下家への質流れ田地の証文があり（938p12）、天保二年（一八三一）のものには「白木金右衛門」、明治四年のものには「白木金兵衛後代白木金吾」とある。また『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書目録』（岐阜県立図書館、一九六三）には安政三年（一八五六）七月付「桑名郡源緑新田白木金右衛門死去届」（91040）がある。『木曾岬町史』二九一頁には、明治五年時の第三大区六小区戸長として「白木真弓」の名が見える。おそらく移住後、金右衛門—金兵衛—金吾と代替わりしていて、いずれも真弓を家の通称として引き継いだのであろう。ちなみに図書館蔵『古今和歌集紀氏直伝解』五卷五冊（9112/5-9143/3A）は、明治四五年から大正五年にかけて白木真弓⇔金吾が書写したものである。

白木家は江戸中期からの開発地主で、移住した真弓家はその分家の一つであろう。木曾川河口に最も近い場所であり、

たびたび水害に見舞われたようで、広厚書簡4・9の記述などはそれに関わる内容である。

【翻刻凡例】

*両書それぞれ所収書簡に通し番号を付し、冒頭に差出年月日、大きさ、料紙について記し、成立年時や文中の固有名詞等について注記する。

*漢字・仮名とも通行字体を用い（ただし仮名のうち「婆」「伝」は濁音とみなし、「ば」「で」とする）、句読点を補う。

*端裏書は冒頭に「(端裏)」と記す。難読は「■」、破損等で読めない部分は「□」で示し、推測できる範囲で傍注を付す。

*翻刻を御許可頂いた愛知県立大学学術情報センターに深謝申し上げます。

【師老翁書翰(富樫広蔭書簡)】

1 [安政六年(一八五九)] 正月三日付 一五・六×一七・一糶、素紙一枚

隠居に言及するので、翌年新春の成立と推定した。「初会」は新年歌会。先述の川北宛書簡では「出席三十人余、懐紙さし出し候もの四十人ニあまり申候」と述べる。「約かひ」難読。

年始御慶目出度申納候。さては九日には例之通初会相催申候。御出席奉待候。兼題春花ニ御座候。小子事も旧冬おしつめ約かひの通り隠居被仰付、誠ニ当春ハゆたかに相成候。いろく御はなし申上度事共御座候。くれくも近々御入来奉待候。頓首

正月三日 塊老翁

白木君

2 某年七月二十四日付 一五・五×二六・四糧 藁入り素紙二枚継

「神論」は大橋訥庵『恐惶神論』(万延元年序)か。広蔭には『論語倭解』の著作がある(『千百人一首』巻末の著述書目録)。

(端裏) ×

(端裏) 白木様貴酬 言幸舎

御書状難有拝見仕候。朝夕冷気相催候処、益御多祥珍重存候。さては先日さし上申候神論御かへし、入手仕候。為中元御祝儀金百疋御惠贈、御懇志祝納仕候。御面上奉謝可申候。論語之事御申こし候。わかりかね申候。御出かけも候者委細承候上之事と奉存候。泉事いまた帰宅不仕候。いつれ当月中はかへり申候半とハ奉存候。其内御出かけ奉待候。万々御面上申上度御座候。以上

七月廿四日

3 某年八月一日付 一五・六×三七・七糧 素紙二枚継

文中の「略標」は、古典本文の品詞・活用形・修飾関係などを示す略号、またそれを本文に注記した写本を指す語である。東京大学国文学研究室蔵『伊勢古今略標』は、沼津の門人高田義和の記した『伊勢物語』(部分)『古今和歌集』(雑の部のみ)および自作長歌に広蔭が添削を加えた自筆原本、同国語研究室蔵『古今和歌集略標』は和田三伝・正樹・高田義和によって分担執筆されたもので、『伊勢古今略標』のごとき自筆本を清書したものであろう。解釈に関わる師説も注記する。巻七以下を存する(ただし明治期の透写本か)。用いられる略標の意味は、同研究室蔵、和田宜歳(三伝)著『辞玉襍略標例格』に詳しい。このように、広蔭は門人に古典の文法的分析を行わせ、それを添削することによって、古典日本語の文法と、古典文学作品の解釈を同時に学ばせたのであろう。なお、『沼津市史』(通史編近世四三八頁以下、沼津市、二〇〇六)によると、和田家は当主和田伝兵衛宜歳、子の伝太郎歳貢、実弟高田宜和(義和か)・小西正蔭、親戚の和田正樹も門人であり、同書史料編近世二(同、二〇〇〇)には、小西正蔭が宜歳自筆本を安政三年に書写し、その子孫の家に伝わる『略標例格』の

目次と跋文が翻刻されている。「略標」は広厚書簡3・17にも見える。「とんひ」難読。

為中元御祝儀金百五十疋素麵壹包御恵投、御懇志難有祝納仕候。御面上万々可申候。いろ／＼つもる御はなしも候へ者、御出かけくれ／＼奉待候。略標御預り申上候。なす沢山御遣し被下、毎々ありかたく家内大慶仕事御座候。とんひあけおき申候。御あつかりおき可被下候。いつれ御面上万可申上候。頓首

八月朔日当賀

白木君早々 言幸舎

4 [安政二年(一八五五)乃至五年] 八月一四日付 一七・〇×三八・〇糶 素紙一枚

安政二年七月一〇日從五位土佐守叙任以降、隠居までの成立と推定。

(端裏) 白木金吾様貴酬 鬼島土佐守

貴墨拝展。如仰追々秋気相加候得共、愈御壮栄奉賀候。兼而御遣し置之御詠草添削致候間、御返し申上候。今日御詠草者御預申置候間、近々御出歩も御坐候ハ、其節御渡し可申上候。久々御所勞之よし、御当分之義ニ御坐候哉、折角御保護專一奉存候。

一 金五拾疋・御菓子壹箱、右者為中元之御祝儀御恵贈被下、辱祝納仕候。猶拝眉万々可申上候。早々以上
八月十四日

5 [明治某年] 八月二二日付 一五・二×三八・八糶 素紙二枚繼

文中「東京」とあるので、明治以降と推定。脇付は書簡4の下に隠れて読めない。「七兵衛子」は真弓と同じ源緑新田の太田七兵衛か。仕事上か何かで桑名と往来しており、伝言を託したのであろう。広厚書簡1・17参照。「佐藤氏」は不明。

(端裏) 八月廿二日

(端裏) 源六新田白木金吾様□□□ 桑名塊老翁

以来御物遠打過申候。秋冷之節益御多祥奉賀候。しかれハ先比帰宅之由くはしく七兵衛子へ伝言申上候。御聞取被下候哉。いろく御面談申度事共有之候付、何分近々一度御入来可被下候。もしや御不快などにもやと御察し申上候。東京もやうく不遠御所置もつき申候様子ニ、昨日佐藤氏より承申候。右をも日々相待くらし申候。くれくもいろく御相談申上度義御坐候へ者、一度御出奉待候。さて七兵衛子たのみ染筆物之事、此方いつれにも尺巾尺一寸二寸の画きぬうりきり申候由にて、尺五寸くらひのきぬより無御坐候。夫故見合居申候。此よしも御通し被下候様奉希上候。さてみのにていろくおもしろき事の有之候事とも、くれく御面上御はなし申度奉存候。何事も御面上と早々以上

八月廿二日

6 某年九月六日付 一五・六×三一・〇 糰 素紙一枚

書簡5と同年か。「大矢知」は四日市近くの地名。『千百人一首』下・四〇オに「徳普(イセ大矢知)田中春甫」の名が見える。

(以下四行端裏)

九月六日

源六新田白木金吾様 桑名塊老翁

大急用忽々御返報願上候

此間者御入来ありかたく奉存候。しかれは小子事、今明日明後日迄ハ出かね申候。九日あたりより御地へ出可申哉とも奉存候。中旬過には大矢知へ参候筈、其間之処、御世話ニ預り度奉存候。もし御さしつかへ候ハ、早々御申し可被下候。左もなく候ハ、九日ニ用意いたし置候間、泊舟御遣し被下候様奉希候。いつれとも可相成者、此手紙着早々御返り御きかせ可被下候。以上

六日朝

7 某年九月一日付 一五・九×四〇・五糶 素紙一枚

書簡6の続きか。「立所」難読。

毎々不勝之天氣御座候処、今朝者快晴大慶奉存候。さてハ小生事大矢知行ハ見合、近々美濃へ罷出申候筈御座候付、何卒御かへり候て早々御多用なるへけれど、鳥渡御入来奉待候。美濃へ参候二付而ハ、諸事御話し申置度事御坐候付、右御頼申上候。くれくも御帰候ハ、鳥渡御出くれく奉頼御座候。

九月十一日

御頼之写しも立所染筆いたし参可申候。是も御面上御わたし申度奉存候。かつ此間御頼申上候一件も承度奉存候也。悴事も帰宅者当月中と存候。此義二つきても御はなし御座候。くれく御てかけ奉待候。

8 [安政五年(一八五八)] 十一月十八日付 一五・三×三二・八糶 素紙二枚継

「きしま」は鬼島。隠居について言及しているので、安政五年と推定。

(端裏) 白木様 きしま

口上代

御書状拝見仕候。いよく明日御発途御出京のよし、御苦勞奉存候。泉もいまた何とも沙汰無御座候。御出会候ハ、家内無事のよし御申聞可被下候。序ニ小生用候隠居さし并風折えほし一具、こしらへかへりくれ候様御申聞可被下候。余者又々御面上候之節、可申承候。さて此比聖徳太子木像画像など流罪と申うわさ御座候。さやうのうわさとも、御聞定も候ハ、飛脚便ニ御申越可被下候。まつハ右御返事迄、早々御座候。

十一月十八日

9 〔慶応二年（一八六六）〕 二月二日付 一四・八×五六・三種 素紙二枚継

『沼津市史』によると慶応元年（一八六五）一〇月から翌二年二月まで沼津和田家に逗留したことなので、その直後か。御書状難有拝見仕候。如仰寒氣強御座候処、益御多祥奉賀候。しかれハ小生先月廿七日帰宅、直様多度行、当月弐日おくり人かへり、すこしかた付いたし候へ共、何事も長之他出中おしつけ罷在候間、多用御さつし可被下候。しかし此ほとすこし閑を得申候。いろく御咄申上度事御座候へ者、御出府も候ハ、御立寄奉待候。さてハ病人御見舞として見事之鮎御遣し被下、ありかたく奉存候。追々快氣御安全可被下候。

一金^{（朱印）}五百五十疋

帰宅御祝として御遣し被下、御懇情祝納仕候。哥之書付、今日泉無拋要用二なこやへ参り、明後日あたりならてハかへり不申候。帰次第左様可申付候。まっハ右御礼御返事迄早々如是御座候。只今認ものか、り居、略文乱筆御免可被下候。以上

十二月廿一日 塊老翁

白木様

10 〔慶応元年（一八六五）八月〕 二〇日付 一五・八×三七・七種 素紙一枚

書簡9と逆にこちらは沼津逗留前のもものと推定。『桑名市史』（桑名市教育委員会、一九五九）二八四頁によると、天保頃の桑名宿脇本陣の一つに「船馬町駿河屋源七」がある。

（端裏）メ

（端裏）白木君早々 言幸舎

御書状拝見仕候。益御清栄奉賀候。御尋被下候月見会、十五夜野亭、十六夜船場丁駿河屋にて相催申候。両夜とも清光いづれも相応ニ^{（黒）}申候。御面上可申上候。十八日は自前一会、昨日ハ春日祭礼にて、社殿へ罷出申候。此比者ぬま

津詠草二かゝり居候。御さつし可被下候。泉事毎々御尋被下ありかたく奉存候。是も十二日夜帰宅仕候。其後もいろ／＼かゝり事多候にて、多度へも得出不申候。様子二より近々名古屋迄可罷出哉とも申居候。左様之事にて沼津行も発足いつ比とも定めかたく候。近内御手すき御人來可被下候。其せつ万々可申上候。左様無御座候而者、泉又々名古屋へ出候あとに相成候而者、残心存候。まつハ右申上度、御返事まで早々御座候。余者御面上可申上候。以上

廿日

二白 御詠草者御あつかり申上候。以上

11日付なし 一五・三×三九・〇糶 青紫色水玉白ヌキ文様料紙二枚継

京都が政治の中心であつた明治元年までのものか。

只今も來賓も有之、取込乱筆御さつし可被下候。

益御清榮奉賀候。しかれハ御あつけ申上候本二冊、書付二通、入手仕候。泉他出仕候付、帰候ハ、二通相渡し可申候。さて昨日沼津人一人参り直ニ京都へ登申候。廿日斗過候ハ、帰参候よし申参候。此もの帰候ハ、公義之実説わかり可申候と存候。御寸暇も候ハ、御出かけ奉待候。頓首

〔藏書〕
□□

白木君早々 言幸舎

×

12某年某月一二日付 一四・五×一八・九糶 素紙一枚

(端裏) 白木君 塊老翁

御手紙之趣承知仕候。多用かつ泉出府まへにて候へ共、只今ならはいかやうともくり合せ参上可仕候。まつハ右御返事

迄。早々以上

中二日

13 某年某月一日付 一五・三×一七・七糶 素紙一枚

「わか」難読。

口上状

只今無拠考事ニ取かゝり居候。とくと考へ■■候。わか山にてもらひ帰候哥集之内四冊上申候。これヲは御覽可被下候、
取いそぎ申上候。以上

中五日 言幸舎

白木様

【富樫広厚書簡】

1 某年正月二二日付 一六・八×二六・〇糶 浅葱色雲母引料紙二枚継

「広基」は、『千百人一首』上・二九ウに「広基（ゲンロク）太田七兵衛」と見える門人か。書簡17および広蔭書簡5参照。「言葉千種」は『和歌言葉の千種』（弘化三年刊）か。「福大明神」は京都にある紀貫之を祀る神社。これを勧請したものか。

（端裏） 武義君貴報 広厚

二白 言葉千種御返し落掌仕候。猶期拝眉候。

拝読。先夜者御早々御坐候。追々御預申置候御詠草、一昨日広基参り申候二付、御返し申上候。今日御詠草御預り申置候。其中御入来奉待候。

一 白米壹升

福大明神江御備被下、早速相備可申候。猶書外期拝眉候。早々以上

正月廿一日

2 某年九月一八日付 一四・七×二七・九糶 素紙一枚

「四日市向全」は人名であろうか。不明。

(端裏) 金五様貴答 泉

拝読。此比者御来臨被下候所、いつも御早々奉存候。四日市向全一条承知仕候。早速申遣し可申候。鮮魚御惠贈被下、難有拝味仕候。書余拝眉万々可申上候。御礼旁早々不一。

九月十八日

3 某年二月一〇日付 一四・二×四九・一糶 薄墨色料紙三枚繼

「真弓」「広厚」はそれぞれ二字を横並びに記す。「向表」難読ながら、書簡?と関わるとすれば、京への留学に出発したと
のことか。

(端裏) 真弓君御報 広厚

過日者御書御投シ拝誦仕候。御感冒御快復之よし、欣然之至奉存候。然者、当月説教廿二日廿三日両日之間と申事二改定申参候。右御通達申上候。説教稽古も其後引続一六之夜春日拜殿ニ而講談致候。些々御出かけ可被下候。三重郡も大
励ニ而無間断稽古致候事ニ御坐候。

一 悴共儀も廿八日向表出発仕候。其後何等便も無之候。先者右申上度早々頓首

十一月十日

4 某年三月二日付 一四・七×二一・三糶 素紙一枚

「坎」（いり）は堤に設けられた取水・排水のための水門。書簡9の「樋」（ひ）も同様であろう。「篠田」は書簡17に「本屋」と注記あり。14・19・20・22にも見える。津の篠田伊十郎（雲出屋）であろう。『三重県史』資料編・近世5（三重県、一九九四）付表2「近世三重の出版一覽」によると、文化末年頃から本居春庭・谷川士清・津阪東陽らの著作の版元となり、文政一三年（一八三〇）には広蔭『櫻若葉』初編も出している。

（端裏）×

（端裏）武よし君御報 広厚

拝読。坎普請ニ而御多端之趣、依而篠田本代之内江金五両樋ニ受取申候。其趣取計置可申候。湖月抄者先御見合候よし承知仕候。取込早々不一。

三月廿二日

5 某年正月二四日付 一四・七×三一・四糶 薄墨色料紙一枚

「御役人」は笠松郡代の役人か。

（端裏）白木金五様御報 富樫泉

拝読。寒威御坐候。愈御安静奉拝賀候。然者此頃中普請取込ニ而御詠草もいまた加筆不被致候得者、重而之御便之節、御返し可申上候。此頃者御役人御止宿之よし、御多忙奉察候。

書外期重便候。不一

正月廿四日

6 〔明治元年（一八六八）〕三月六日付 一五・〇×四五・三種 素紙二枚継

「弁事」は明治元年太政官総裁局に置かれた役職で、翌年廃止。また『太政官日誌』は明治元年二月二〇日に第一号発刊。「後藤」は後藤象二郎か。

（端裏）武よし君別書入御はう 広厚

今日者鬱陶敷御坐候。弥御出歩之趣、折角御自護、無御故障御往覆奉祈候。扱御約束之後藤行書状認差上申候。宮弁事役所江嘆願筋有之、上京仕候事故、時宜ニ寄候ハ、御入魂も可申上、尚御出入之儀も御内談可申上候間、宜御聞取被下度趣、認置候間、両条とも御内談可然奉存候。無程御帰足拝眉万々可申承候。頓首

三月六日

追而、大政官日誌七より已下出来候ハ、御求御遣し被成下度奉頼上候。以上

7 〔明治元年〕三月三〇日付 一四・五×二七・二種 薄墨色料紙一枚

書簡6の続きと推定。

（端裏）真弓様貴答 広厚

廿四日御帰宿之趣、先々御多幸奉賀上候。御在留中、悴共夫是御せは万々相成、難有奉存候。是も廿一日帰宿、二十六日爰許出立、先方為引弘罷出申候。余ハ拝眉万々可申上候。

以上

三月卅日

尚々、御留守中直垂拝借難有、いまた返上も不仕候。何よりの品頂戴難有奉存候。以上

8 某年五月二二日付 一五・七×二二・四種 素紙二枚継

「建白」は、新政府への建白書のことであろう。書簡6の「嘆願」も類似のものと思われる。慶応四年（明治元年）から明治二三年までの建白書を集成した『明治建白書集成』（筑摩書房、一九八六～二〇〇〇）には、白木真弓また樋口（書簡23）のものが見えない。

（端裏）金吾様壹冊添御報 泉

拝読。昨日者御来臨被下難有奉存候。折節来人多、旁失敬仕候。御建白一応拝見仕候得共、今少し間然致候処も有之候間、尾州より帰足之上、拝眉万々可申上候。以上

五月廿二日

9 某年五月二二日付 一五・七×三四・〇糧 素紙二枚継

『木曾岬町史』一五六頁によると、万延元年（一八六〇）五月に、大風による源緑輪中入水の記録があるが、これを指すとすると他の書簡に比べ成立時期が飛び抜けて早くなるので、やはり維新前後のことか。

（端裏）武義君御報 広厚

拝読。益御多幸之よし、奉賀上候。然者、先日者御来臨被下、折節遠客を得、失敬仕候。御詠草御返し申上候。短冊認置申候。今日者雨天故、重而不可申候。愚父事いまた帰足不致候。当月は風波にて樋ぬけ又々入水、扨々御氣之毒奉存候。併早速御築立出来候よし、一先御安心奉存候。書付いまた御写し無之候よし、御隙次第早々御写し御返し被下度奉存候。当分御返し物承知仕候。御報のみ早々不一

五月念一

10 某年六月一三日付 一五・五×三一・四糧 素紙一枚

「五明」は扇子のこと。「笑語」は平田篤胤『出定笑語』か。

(端裏) 武義様御報 広厚

拝読。如命大暑殊二両三日者難堪御坐候。益御多福奉拵賀候。此比者五明へ御出役のよし、時下折角御自護専一奉存候。笑語追々御一覽之由、誠に笑語なるものに御坐候。書余期拝眉候。早々頓首

六月十三日

11 [明治某年] 六月二十四日付 一八・二×三四・四糧 素紙一枚

「学館」は桑名藩校立教館のこと。維新後定信公伝記編輯係の一員として仮名遣の校閲を行ったことと関わって、「韻鏡」は字音仮名遣の点検に必要だったか。なお広蔭には『韻鏡皇国用法』他の著作がある(『千百人一首』巻末の著述書目録)。

(端裏) 白木金吾様大急用 富樫泉

入土用暑氣一入相暮申候。益御多祥奉賀候。さて此比学館より校合物被申付、尤至急之品も有之候処、韻鏡如何程相尋候而も相見不申、必至難相立次第、当惑罷在候。甚麓忽之義二者候へ共、若御持参ハ被成間敷哉、一応御尋申上候。万一御持参二相成居候ハ、書状着次第為御持被遣被下度奉存候。実ハ右故此比中不快申立引籠罷在候事二御坐候。余者拝眉万々可申上候。以上

六月廿四日

12 [明治二年(一八六九)以降] 一〇月二七日付 一五・六×三三・九糧 灰色料紙一枚

「宣教使」は明治二年七月設置なので、この年以降のものと推定。

(端裏) 白木君貴答 富樫

拝誦。如命寒氣相加申候。愈御多幸奉拵賀候。さて去月中者、不存知暴風、先々御別条も無御坐奉欣然候。弊幄無事安心仕候。其節者御尋被成下、難有奉存候。さて東京行之儀、(セケチカ)今般宣教使も御抱合替申候よし二付、先当分東行二者不

及候趣二而、先一安心仕候。其後御多端のよし、御手透ニも御坐候ハ、御来臨奉待候。右貴答迄如此御坐候。早々頓首

十月廿七日

13 [明治二年以降] 一二月七日付 一五・五×二九・二糶 素紙一枚

「小崎」は小崎利準（公平）であろう。明治元年六月に笠松県知判事（書簡23参照）、二年九月に小参事、三年三月に大参事、以降も岐阜県政の中心であった（宮武外骨『府藩県制史』名取書店、一九四一）。

（端裏） 武義君御答 広厚

拝誦。如命大雪全豊年之兆とも奉存、よろこはしき事ニ御坐候。さて小崎参事妻女迎取度趣、藩士之内ニ者さしたる懇意も無之、いまた尋も不致候。何分ニも御面話之上ならで者相分かたく、やと屋江御籠のよし、御手隙御来臨可被下候。早々御答不一

十二月七日

14 某年〔一二月〕二一日付 一五・四×三一・六糶 素紙一枚

内容から一二月のものと同推定。「篠田」は書簡4参照。

（端裏） 武義君足下 広厚拜

月迫御多端愈御清榮奉恐賀候。然者、歳末御祝儀として

金百疋并炭壹俵

右御恵被成下、難有祝納仕候。篠田よりの本、兼而之御詠草差上候。余者来陽めて度万々可申上候。早々頓首

廿一日

尚々正月九日例之初会御出席可被下候。兼題氷初解、御出詠奉仰候。以上

15某年〔二月〕二三日付 一五・三×一八・八糰 素紙一枚

同前。

〔端裏〕白木金吾様几下 富樫泉

月迫御多端奉存候。拟歳末為御祝儀、金百疋御恵贈被下、難有幾久敷祝納仕候。尚拝眉方々可申上候。以上

廿三日

16某年〔二月〕二八日付 一五・五×一六・七糰 素紙二枚繼

同前。署名からすると、広蔭の書簡か。

〔端裏〕白木君几下 言幸舎

為歳末御祝儀、金百疋^{御方}□恵贈被下、難有祝納仕候。来春初会兼題

初春海

御出詠奉仰候。以上

廿八日

17某年某月一九日付 一四・九×二一・六糰 素紙二枚繼

「略標」は広蔭書簡3、「篠田」は書簡4、「七兵衛」は書簡1参照のこと。

〔端裏〕武よし君貴答 広厚

×

如命快晴御同慶奉存候。先日略標御返し申候。鞍骨いまた参り不申候。此比本屋篠田参り居申候。今四五日ハ滞留可致と奉存候。御出かけ可被下哉。昨日七兵衛へ言伝相頼申候。御承知被下候哉と奉存候。已上

十九日

18 某年某月一八日付 一四・四×一三・五糶 薄墨色料紙一枚

「広厚」は二字を横並びに記す。

(端裏) 白木真弓様御報 富樫広厚

南勢行、御報書慥落手致候。猶拝眉万々可申上候。以上

十八日

19 某年一二月晦日 一四・七×三三・八糶 素紙一枚

歳末御祝儀めて度御同慶奉存候。然者為御祝儀、

金百疋

同五十疋御菓子料

右御恵贈被下、難有幾久敷祝納候。

一 先日者色々頂戴仕、難有奉存候。折節留守中、御報も不申上失敬仕候。病人事も近日順快仕候。乍憚御安神可被成下候。

一 篠田参り候処、是亦留守中ニ而其儘ニ帰足仕候。余者来陽万々可申上候。早々頓首
十二月晦日

20 某年八月一六日付 一七・九×三六・三種 素紙二枚継

追伸部分は書簡22と関連する内容なので、同年のものか。「玉のみはしら」「慨論」はそれぞれは平田篤胤『靈能真柱』『西籍慨論』（または『西籍慨論講本』）、「澹寧齋詩稿」は紀州藩第一〇代藩主徳川治宝の詩集。「篠田行〇印」とは、篠田伊十郎に返却する本に印を付けたリストを別紙に記したもののか。

（端裏） 武義詞兄御報 広厚

両度之尊墨拝読。如仰雨天勝困り入申候。昨日者、玉のみはしら御返し、且澹寧齋詩稿恩借、難有奉存候。慨論料紙、是又落手仕候。急と申訳に者参りかたく哉と被存候。此比一部うつし居候間、合写上候うへならでは行届不申候。愚父染筆之義、相す、め可申候。今日も多忙御報のみ早々頓首

八月十六日

二白 篠田行〇印、後便御投与被下度奉存候。以上

21 〔明治二年以降〕 八月二四日付 素紙一枚

文中の「宣教使」より明治二年七月以降と推定。『木曾岬町史』所収、明治五年調べの新田明細帳に載る各新田の神社一覧によると、源緑新田の皇太神宮の祭礼は八月一六日、すぐ近くの白鷺新田の白鷺神明社（祭神は神明皇大神宮）の祭礼は八月二六日とのこと（八三〇頁）なので、後者について述べたか。

（端裏） 白木金吾様貴答 富樫泉

拝読。如仰御多福奉賀候。其後不得拝眉候。さて明後廿六日御神祭二付参上可仕よし、難有奉存候。然ル所六者講釈日二付、乍残念上り兼申候。此段御断申上度。

一 此比宣教使降り来、御投宿所も有之、心中不落ものに御坐候。余者拝眉、御報のみ早々頓首

八月廿四日

22 某年八月二十九日付 一七・八×二一・〇糶 素紙一枚

書簡20と一連のものか。

(端裏) 武よし詞兄御報 広厚

拝読。愈御多福奉賀候。さて篠田行、金壹分式朱御返し、落手仕候。委曲ハ拜眉万々可申承候。御閑隙ちとく御入来奉待候。右御報まで早々以上

八月廿九日

23 [明治元年] 九月六日付 一五・二×四一・七糶 素紙二枚継

「行幸」を、明治天皇が初めて江戸に下向した明治元年九月一〇月の行幸と推定。「笠松」は、この年五月に置かれた笠松県(郡代の後身)のことで、『岐阜県史』通史編近代上(岐阜県、一九六七)によると、初代知県事長谷部甚平が辞任後、六月に知判事(副官)から林左門が昇格、しかし八月に長谷部が再任され、九月七日に着任した。林左門の知判事が小崎利準(書簡13)と千賀助作であった。「高須」は不明だが、「千賀」は助作のことであろう。広厚はまだ林の後任について知らずにいる。「五辻殿」は五辻安仲、「戸田大和守殿」は戸田忠至。「樋口殿」は不明。藩士であろうか。「本居翁文」は宣長の自筆物であろう。これも篠田伊十郎と関わるか。「略標」は広蔭書簡3参照。

(端裏) 武義君御返事 広厚

拝読。如命秋冷相加申候。愈御多幸奉拵賀候。然者実家老母不幸、為御弔御紙上難有、残念之至御察し可被下候。

一 笠松林も役免相成候よし。跡者何人ニ相成可申敷、高須・千賀も同所ニ相勤居候よし。

一 樋口殿初之建白之事、一向承不申、当地も昨夜ハ五辻殿・戸田大和守殿、行幸ニ付道中筋見分として御下向、昨夜御泊りニ而諸事御見分濟ニ相成候よし。

一 本居翁文、三円半迄まけ候よし、此比之相場者一向存不申候へ共、式円半位ならば可宜敷と被存候。併當時者漸々

高直ニ相成候間、頓と方角無之候。略標・御詠草、加抹返上、余者拝眉万々可申候。以上
九月六日